

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する事業」の一部を、下記のとおり変更する。

別紙3中、1.(2)のうち、③を③とする。イ(イ)及び(ロ)イ、イ及び②③イ中、「休日」を「休日(平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。)」に改める。②⑨中、「から及び②①並びに②④及び②⑥」を「から及び②①並びに②④から②⑥」に、「から②⑥」を「から②⑦」に改め、これを③⑩とし、②⑧を②⑨に、②⑦を②⑧として、②④、②⑤及び②⑥を削り、②③の次に次のとおり加える。

②④平成21年度年末年始期間特別割引( )

イ 割引をする自動車

午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

ハ 適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

②⑤平成21年度年末年始期間特別割引( )

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し(大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間の通行を除く。)かつ、午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

ハ 適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

②⑥平成21年度年末年始期間特別割引( )

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車(広島岩国道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。)

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

ハ 適用する期間

平成22年1月4日及び平成22年1月5日。

㉗平成 2 1 年度年末年始期間特別割引 ( )

イ 割引をする自動車

高速道路（関西国際空港連絡橋を除く。）を通行する自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条第 1 項に規定する許可を受けて、同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第 4 条第 1 項に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第 4 条第 1 項及び同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を 3 会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3 会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための 3 会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）

ロ 割引率

1 . ( 2 ) ㉘ロに定める割引率を適用する。

ハ 適用する期間

平成 2 2 年 1 月 4 日及び平成 2 2 年 1 月 5 日。

別添 8 を次のとおり改める。



の東京インターチェンジ等における割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引（ ） 平成21年度年末年始期間特別割引（ ） 平成21年度年末年始期間特別割引（ ）及び平成21年度年末年始期間特別割引（ ）を指すものとし、縦と横の交差の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

（2）重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C連続利用割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、沖縄自動車道特別割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和） 早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、障害者割引、平成21年度年末年始期間特別割引（ ） 平成21年度年末年始期間特別割引（ ） 平成21年度年末年始期間特別割引（ ）
3	乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引（ ）
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引